

意見書等を提出

今定例会では、議員提出議案として5件の意見書等が提出され、可決されましたので、その要旨を掲載します。意見書等は、それぞれの関係機関に送付しました。

消費者保護法制等の整備を求める意見書

第159回国会において、改正消費者基本法が成立した。消費者問題が多様化、複雑化する中で、消費者が真の主役となり、適切な意思決定を行えるような環境を整備する必要がある。「消費者の権利」の確立を柱とした消費者基本法が成立し、施行される意義は、極めて大きいと言わざるを得ない。

政府においては、我が国の消費者の視点に立ち、以下の消費者保護法制等の整備を早期実現することを強く要望する。

1. 改正消費者基本法を踏まえ、消費者団体訴訟制度の早期導入を図ること。

2. 国民生活センター等の体制・機能強化及び電話相談のダイヤル一元化等を推進し、関連する制度・施策の確立を急ぐこと。
3. 近年の架空請求・不当トラブルが社会問題化している現状から、携帯電話・預金口座の不正利用防止策を初め、その対応に係る省庁が一体となって早急に取り組むこと。

人身売買禁止のための法制化を求める意見書

暴力団などの犯罪組織によって海外から日本に送り込まれ、性産業で強制的に働かされている外国人女性が増えている。売春等による搾取の目的で勧誘・送り出し・受け入れを行う行為

を人身売買という。日本には人身売買という行為を規定し、禁止する法律がない。加害者に対する罰則強化を明記し、人身売買の禁止・被害者の人権救済・保護・支援を実施するための法制化を早急に国及び政府に求める。

1. 人身売買は被害者の尊厳と価値を著しく侵害する行為であり、人身売買が犯罪であることを法に明記すること。
2. 被害者の救済・保護・援助について、国は必要な法律整備をすること。
3. 国は人身売買の実態についての調査研究、学校教育、社会教育、メディア等を通じての人権教育・啓発・情報提供等を積極的にを行い、被害の予防を図ること。
4. 政府は諸外国と連携を強化し、人身売買防止を推進すること。

社会福祉制度改正に関する意見書

高齢社会となった日本の今後を豊かな社会とするには、介護保険を安心して利

用できる制度へ改善すること、障害者施策においては、自己の決定による自立が可能な制度の拡充が必要である。社会福祉各制度の見直しにあたり、下記事項を含む施策の実現を行うことを要望する。

1. 制度改正を行うにあたっては、年金改正における混乱の経緯を踏まえ、適切な情報の開示とともに、十分な議論を行うこと。
2. 介護保険制度の改正にあたっては、保険料・利用料の低所得者向けの免除・軽減制度を整備すること。
3. 介護保険制度の改正にあたっては、グループホーム、特別養護老人ホームを初めとする社会福祉基盤の整備を進めること。
4. 高齢者の自立生活を支援するために、介護予防対策の拡充を図ること。
5. 障害者福祉制度の推進にあたっては、活用の利便性を拡充するとともに、財政上の措置を行うこと。
6. 社会福祉施策間の調整を図るにあたっては、関係者の意見を十分に反映

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名のもとに、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

地方6団体は、政府の要請に対し、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件をもとに、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出した。国においては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めるものである。

1. 国と地方の協議機関の

- 設置
2. 税源移譲との一体的実施
3. 確実な税源移譲
4. 地方交付税による確実な財政措置
5. 施設整備事業に対する財政措置
6. 負担転嫁の排除
7. 新たな類似補助金の創設禁止
8. 地方財政計画作成にあたっての地方公共団体の意見の反映

北方領土返還要求に関する決議

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦からの早期返還が期待されている。特に、来る平成17年は日露通好条約締結150年、また、平成18年は日ソ共同宣言50年という節目の年を迎え、一定の進展が望まれる。よって、国においては、今後とも継続して対ロシア外交交渉を展開するとともに、北方領土の早期返還実現を図るよう、強く要望する。

議会のしくみ

本市議会は、より開かれた議会を目指して、運営・活動しています。そこで、市議会のしくみについて、ご紹介します。

市議会は議決機関

このまちを、快適に住みよいまちにしていくためには「市民全体が自分たちで考え、話し合い、決めたことを自分たちの手で実行していく」ことが大切です。しかし、市民全体が一堂に集まり話し合うことは事実上困難です。そこで、市民一人ひとりの意志を市政に反映させるために代表者を選ぶわけです。この代表者が市議会議員と市長です。

市議会議員は、市議会を構成して、市民生活のいろいろな問題について調査し、そして審議して、どう処理すべきかを決めています。このため、市議会は「議決機関」と呼ばれています。

一方、市長は、予算や事業計画などを提案し、議決に基づいて実際の市政を進めていきます。このため、市長は「執行機関」と呼ばれています。

市議会の役割

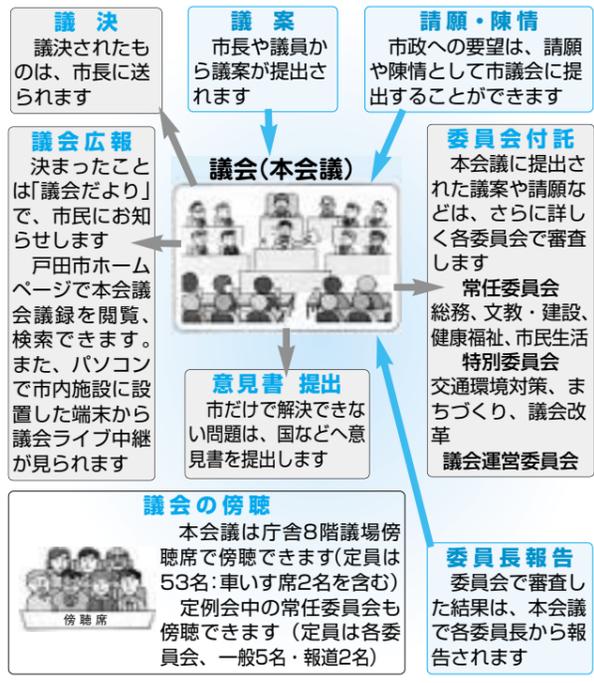
1年間の予算や条例等を審議したり、諸問題について最終的な結論を出したりするとき、議員全員が集まり話し合います。これを「本会議」と呼びます。

毎年4回決まっています。開かれる「定期本会議」と、必要に応じて開かれる「臨時本会議」があります。

また、市議会には4つの常任委員会などがあり、いづれかに議員が所属して、市役所の仕事などについて調査したり、請願・陳情などを審査したり、様々な問題を細かく話し合います。

地方行政の執行機関に対し、議決機関の市議会は、チェック機能の役割を持ち、どちらが欠けても、市民の皆さんが快適な生活を営める市政は成り立ちません。お互いに独立した立場から協力し合って、市民生活の向上に努めています。

今後も本市議会は、「より開かれた議会」を追求しながら、運営・活動していきます。



優勝



本市議会議員クルー

9月25・26日、第13回全国市町村交流レガッタ美浜大会(福井県)が開催されました。本市議会からは2クルー出場し、「モクセイチーム」が議員の部で5年ぶり2回目の優勝を果たしました。また、もう1チームの「サクラソウチーム」、市民の部成年男子・女子、壮年男子・女子もそれぞれ健闘して「ボートのまち戸田」をアピールし、参加市町村の方々との交流も大いに深めてきました。